五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本城川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県長門市仙崎
字本城　二七六三番　一号
三二三番　二号及び三号
三一九番　四号
字大泊　三〇五番一　五号及び六号
三一一番　七号

○国土交通省告示第七百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年七月十四日
国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
永山第四
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈
字屋敷原　一〇〇五番三一
一〇〇七番
一〇〇八番三及び一〇〇八番四
一〇〇九番
一〇一〇番一
一〇一〇番四
字永坂
一〇六一番一六
一〇六一番一九
一〇六一番二一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる区域を除く。）
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈
字折敷野　七二二番二
七二四番一
七二四番一地先河川敷
七四一番一地先道路敷
一〇一三番一
一〇一〇番三
一〇〇五番一五
一〇〇五番六
字永坂　一〇六一番二一　九号
一〇一八番一　十号
一〇六一番九　十一号
ハ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（ロに掲げる区域、昭和三十五年建設省告示第二千六百八号及び昭和三十七年建設省告示第二千八百二十四号で指定した土地の区域を除く。）
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈
字折敷野　六五五番九四から六五五番九七まで
七一六番四及び七一六番五
七一六番八
七一六番一〇
七一六番一三
七一六番一六
七一六番一八及び七一六番一九
七一六番二一及び七一六番二二
七一六番二七から七一六番三一まで
七一七番八及び七一七番九
七一八番四及び七一八番五
七一九番五
七二一番二及び七二一番三
七二二番二
七二六番一及び七二六番二
七二六番四及び七二六番五
七二九番三
ニ　次に掲げる土地
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈
字折敷野　七二五番四から七二五番六まで
七四〇番二

○国土交通省告示第七百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年七月十四日
国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
菖蒲谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する水路及び里道
和歌山県日高郡由良町大字門前
字菖蒲谷　一一五四番一　五号
一一五三番四　六号及び七号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と十号を結んだ線から標柱二号と九号を結んだ線までの区間の菖蒲谷川の中心線から左右岸一・五メートルまでの土地の区域、標柱三号と八号を結んだ線から標柱四号と七号を結んだ線までの区間の菖蒲谷川の中心線から左右岸十メートルまでの土地の区域
和歌山県日高郡由良町大字門前
字中佃坪　四八番一　一号
字菖蒲谷　一一五三番五　二号及び三号
一一五四番四　四号
一一五三番四　七号から九号まで
字庄司坪　四七番三　十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県田辺市中辺路町大字栗栖川
字野勢古田　七三一番五
七三一番八
八二七番及び八二八番
字平原　八四〇番三
八四〇番一七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県田辺市中辺路町大字栗栖川
字平原　七六〇番一　一号
七六三番　二号及び三号
八二七番　四号
八二八番　五号
七六七番三　六号及び七号
八三一番一　八号及び九号
八三一番二　十号及び十一号
七六七番三　十二号
七六五番　十三号及び十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東原上川（2）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する水路及び里道
和歌山県有田郡有田川町大字修理川
字東原　一四六五番から一四六七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを結んだ線及び次に掲げる土地及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県有田郡有田川町大字修理川
字東原　一四七〇番三　一号
一四七〇番一　二号から四号まで
一四六五番　五号
一四六八番一　六号
字上東原　一四七八番一　七号
字東原　一四六八番一　八号から十八号まで
一四六九番二　十九号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北又谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の北又谷川の中心線から左右各岸十二メートルまでの土地の区域（平成十九年国土交通省告示第千四百六十七号で指定した土地の区域を除く。）
和歌山県有田郡有田川町大字東大谷
字中又谷　三七一番一　一号
字大浴　四七四番一　二号
字隠地原　三五番一　三号
字下垣内　一〇〇番　四号

○海上保安庁告示第百五十四号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十三年七月十四日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　仙台南防波堤灯台
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（南防波堤外端）
北緯　三八―一五―五六
東経　一四一―〇二―四九
撤去年月日　平成二十三年六月一日
記事　一時変更